

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和3年11月5日(金) 午後3時00分～午後3時50分				
②	会	場	大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9		10	幸野登吉	11	上田健二	12	
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18		19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	
33		34		35	堀内保宏	36	往見康範
37		38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	9	菊地正夫	12	川本由紀美	18	山中千鶴
		28	日野修次	32	中本祐市	33	坂幹幸
		34	久保壽男	37	菊地久美子		
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		富永次長		菊地係長(農地)	
		菊地主査(農政)					
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第74号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第75号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第76号	農地法第4条の規定による許可の取消について				
		議案第77号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第78号	非農地証明について				
		議案第79号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第80号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）

只今から、令和3年第11回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

（会長挨拶）

事務局（局長）

それでは、議案審議に移ります。
会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長）

本日の会議を開きます。
出席委員は、農業委員19名中16名、農地利用最適化推進委員20名中15名で、定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
本日、9番 菊地正夫委員、12番 川本由紀美委員、18番 山中千鶴委員、28番 日野修次委員、32番 中本祐市委員、33番 坂幹幸委員、34番 久保壽男委員、37番 菊地久美子委員より、欠席の報告を受けております。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。
まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、7番 菊池啓二委員と8番 森岡芳文委員を指名いたします。
次に、日程第2 書記の指名を行います。
本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。
それでは、日程第3 議案審議に入ります。
まず、議案第74号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。議案書1ページをご覧ください。
1番、若宮外の土地、田3筆・4,094㎡及び畑1筆・568㎡は、売買による所有権の移転です。
所有権移転後も引き継ぎ、野菜等を栽培する予定です。
農業は、譲受人が主に年間を通して従事します。
2番、富士の土地、畑1筆・308㎡は、売買による所有権の移転です。
所有権移転後は、整備を行い、季節野菜の栽培を行う計画です。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
3番、4番は譲渡人が同一の関連案件です。
3番、新谷の土地、田1筆・280㎡は、売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
4番、同じく新谷の土地、田2筆・1,386㎡及び畑2筆・1,060㎡も売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻や野菜の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
5番、河辺町植松の土地、田1筆・1,211㎡及び畑12筆・14,795㎡は、贈与による所有権移転です。
所有権移転後も現況を引き継ぎつつ、野菜等の栽培を計画しています。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
以上、5件のご審議をよろしく願います。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

1番案件のご説明をいたします。議案説明資料3ページも参考にしてください。

1番案件は、譲渡人である親族2人が共有する持ち分の全てを譲受人に任せるため、売買により所有権を移転するものです。

現地調査をした申請地のうち、若宮の土地は、譲受人の自宅近くにある畑で現在も良好に耕作されていました。また、田口及び東大洲の土地は、登記上の地目は田ですが、現在は畑にされており、一部では遊休化がみられますが、整備管理を行っていき、野菜等の栽培をしていくとのこと。

譲受人が主に年間を通じて農業に従事しておりますが、今後は子の夫婦等の手助けも借りながら行っていくことになっております。

その他の調査結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

2番。

11番

2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページも併せてご覧ください。

2番案件は、売買での所有権移転となります。

申請地は、大洲市給食センターの北西約350mにある、譲受人の所有地に隣接した畑1筆になります。申請地は現在遊休化していますが、整備を行ったうえで季節野菜を栽培する予定になっています。

譲受人は、親子で年間を通して農業に従事しており、農地取得に問題はないと思います。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

3番。

19番

本日、担当地区の山中委員が欠席されておりますので、代読させていただきます。

3番と4番は関連案件となりますので、併せて説明いたします。議案説明資料は5ページから6ページまでです。

3番案件は、売買による所有権移転となります。

申請地は、JR予讃線五郎駅から南東約650m、譲受人の自宅付近にある田1筆で、現在も良好に管理されています。

農業は、夫婦で年間を通して従事していますが、これまでに耕作に関する問題はありません。

4番案件も、売買による所有権移転となります。

申請地4筆のうち田2筆は、JR予讃線五郎駅の南東約580mにあり、畑2筆は、同じく五郎駅の東南東約930m、譲受人の自宅に隣接

する農地で、すべて良好に管理されておりました。

農業は、譲受人家族で年間を通して従事しています。

二つの案件とも、経営規模の拡大を図るため、それぞれ取得するものであり、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われま

す。以上、2件のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

5番。

36番

5番案件のご説明をいたします。議案説明資料7ページも参考にしてください。

5番案件は、親子間による贈与での所有権移転です。

申請地は、大洲市役所河辺支所の南南東約1.5km、譲受人の自宅付近に点在する農地で、一部遊休化していますが、所有する農地には果樹や栗が植えられており、今後も一体的な利用をしていきたいとのこと

です。譲受人は、高齢ではありますが、夫婦で農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第75号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第75号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の7ページから10ページまでを併せてご覧ください。

1番、柴の土地2筆です。申請地は、十分な道もない山間部の農地で、申請人も今後一人での耕作管理が出来なくなるため、植林し山林として管理するものであります。

申請地は、別紙議案説明資料9ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、大洲市内中心部から北北西に約7.5kmのところ

性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料7ページをご確認ください。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

31番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の7ページから10ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、山間部の十分な道もない農地で、耕作管理が難しいことから、植林をして管理するとのことですので、確実に転用を行うものと思われ、問題ないと考えます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、同意を得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから、問題はないものと考えます

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第76号『農地法第4条の規定による許可の取消について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

失礼いたします。議案第76号「農地法第4条の規定による許可の取消について」ご説明申し上げます。議案書3ページをご覧ください。

1番、肱川町山鳥坂の土地2筆の案件は、平成15年1月31日付けで許可されていたものです。

申立によりますと、申請当初は植林を行う予定であったが、3筆のうち1筆は植林したものの、申請地の2筆については、植栽を試みるも立木にならず枯れるなど、生育に適さない土地と判断したため、今回計画を見直して、許可の一部取消を申請するものでございます。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委 員 (質疑なし)
- 議 長 (会長) 特にご質疑もないようですので、本案を取消願のとおりやむを得ないものとして送付することに、ご異議ありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 (会長) ご異議ないものと認め、本案は願いのとおりにやむを得ないものとして送付することに決定いたしました。
次に、議案第77号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 (次長) 議案第77号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
議案書4ページ並びに別紙議案説明資料11ページから16ページまでを併せてご覧ください。
1番、菅田町大竹の土地、2筆・合計1,369㎡の案件は、譲受人の現在の事業地が、築堤事業の起業範囲となり、立ち退き後も事業を継続するために、申請地を事業地として取得しようとするものです。
農地区分は、大洲市中心部から東南東に約1.9kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。
したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。
以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。
- 議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
- 13番 1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の11ページから16ページまでを参考にしてください。
申請地は、12ページの位置図のとおり、菅田公民館から南西へ約2.5kmに位置する農地になります。
立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われまます。
次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第移転補償費にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。
また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、13ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われまます。
よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えまます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 (会長) 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第78号『非農地証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (次長)	議案第78号「非農地証明について」ご説明申し上げます。議案書5ページ並びに別紙議案説明資料17ページから20ページまでを併せてご覧ください。 1番、肱川町山鳥坂の土地、2筆・合計915㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。 申出によりますと、申請地に20年以上前に桧を植林し、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。 以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。
議長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
事務局 (次長)	本日、中本委員は欠席ですが、委員より調査報告書を預かっておりますので、事務局で代読いたします。 1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の17ページから20ページまでを参考にしてください。 申請地は18ページの位置図のとおり、岩谷自治センターから南南東へ約1.5kmに位置する農地になります。 申請によりますと、申請地に20年以上前に桧を植林し、そのまま放置していたため、農地への復旧は著しく困難とのことでした。 申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況などから、少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われまます。 よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長 (会長)	地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第79号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第79号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。議案書6ページ並びに別紙議案説明資料の21ページから25ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの編入1件及び除外1件でございます。

始めに、農用地区域編入関係です。

1番、長浜町今坊の土地、1筆・4、297㎡の案件は、中山間地域等直接支払制度対象農地周辺に存在する優良農地であり、隣接する農地と一体的に生産の振興と農地の保全を図るため、編入をするものでございます。

なお、申請地の位置については、別紙議案説明資料1ページ左上の「農振編入-1」となっております。

以上、1件・1筆、4、297㎡となっております。

次に、農用地区域除外関係です。

1番、肱川町大谷の土地、1筆・2、855㎡の案件は、申請地で水稻を栽培していたが、高齢となり耕作の継続が困難なうえ、鳥獣被害が甚大で他に借り受ける者もないことから、今後は山林として管理するため、除外の申出があったものです。

申出地は、周辺の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

以上、1件・1筆、2、855㎡となっております。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、編入については、地元委員さんからの報告はありません。除外について、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

事務局（農地係長）

本日、担当地区の久保委員が欠席のため、調査報告を代読させていただきます。

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の21ページから25ページまでをご覧ください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請人は耕作の継続が困難で、他に借り受ける者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われま

す。また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周辺には農地がありますが、隣接農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用

- 許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長（会長） 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特に、ご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域へ編入並びに農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに決定いたしました。
次に、議案第80号『農用地利用集積計画の決定について』を議案といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局（農地係長） 議案第80号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書の7ページからご覧ください。
今月は新規案件がなく、再設定の案件のみですので、議案書の確認をお願いします。
概要については、利用権設定件筆数7件・16筆、利用権設定総面積25,146㎡。
いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。
以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。